

ヴェネツィア貴族と「議論」

—— 16世紀におけるゲットーとユダヤ人をめぐる事例から ——

藤内哲也

はじめに

近世ヨーロッパの政治思想において、ヴェネツィアが理想的な共和政モデルとされていたことはよく知られている。いわゆる「ヴェネツィア神話」である。この「神話」において、支配層たる貴族階級は、都市の政治に参加し、さまざまな特権を持つと同時に、防衛や官職就任などの義務を負う、共和国の正式な「市民」として定義づけられていた。そして、階級としての一体性や匿名性を保持し、国家の利益を優先する一方、被支配層にも配慮する公平無私の存在として称揚されたのである。

12～13世紀の北中部イタリア諸都市では、都市社会の変化を反映して、旧来の支配層と新興層が融合し、新たな支配層が形成された。ヴェネツィアも例外ではない。ただしヴェネツィアの支配層は、ギルドや地域共同体の代表ではなく、大評議会の成員資格を世襲化して参政権を独占する法的身分であった。非貴族層との差異化を図って貴族を自称するものの、16世紀には貧困貴族の問題が深刻化するように、富や生活様式に基づく実態的な集団ではなかったのである。よって、理想的な貴族共和政体の支配層としてヴェネツィア貴族階級をみる場合には、都市政治を担う「市民」としての性格を考慮する必要があるだろう。

そこで本稿では、ヴェネツィア貴族の政治的な活動領域に焦点を合わせて、封建貴族とは異なる都市貴族としての特徴について検討したい。とくに注目したいのは、ヴェネツィアの政治空間における「議論」のあり方である。はたしてヴェネツィアでは、「自由な議論」が展開されていたのか。もしそうだとすれば、それはどのように行われていたのか。こうした観点から、都市共和政を体現する「市民」としてのヴェネツィア貴族の性格について再考してみよう。

1. ヴェネツィア貴族階級と「柔らかな寡頭政」

ヴェネツィア貴族階級は、1297年からの一連の過程で、大評議会の成員資格が特定

の家系に世襲化され、新規参入を排除する形で法的に規定された。「貴族」としてのアイデンティティは、大評議会の成員資格のみならず、家系の出自や伝統、戦闘での武勲や騎士的な生活様式などにも由来し、非貴族層との区別が明示されて、都市共同体の平等な「市民」から、支配層としての「貴族」へと性格や意識が変化していく。一方、階級内での格差の拡大は、家系間の競争意識を激化させ、同盟・対抗関係や貧困貴族に対するパトロネージ関係といった「反神話」的状況を現出させた。たとえば、都市成立期に遡る血統を主張する「旧い家系」と、13世紀に台頭し、1382年から1630年の元首^{ドゥージェ}を輩出した「新しい家系」の対立は、17世紀においても「新しい家系」の成員と結婚した娘の相続権失効を明記した遺言書が作成されるほど根深い一面があった。

15世紀後半になると、有力貴族層による寡頭政化が進展したが、投票を通じた官職選出、短任期での交代や再任禁止期間の設定といった、特定の個人や集団への権力集中を妨げる装置もまた有効に機能していた。しかも、投票の結果として有力貴族が重要なポストを歴任することで、寡頭政的な現実^{レアル}に正当性が与えられる一方、すべての貴族に平等な権利としての投票は、貧困貴族の意志表明や抵抗の手段ともなっていた。さらに、共和政的な平等原理に支えられた制度は、貧困貴族にも投票権や官職就任の機会が保証されているため、根本的な変革が志向されず、理想的な貴族共和政体の外観をまとった寡頭政的構造に永続性を与えていたのである。政治参加から排除された非貴族上層たる「市民 *cittadini*」層から、寡頭政を支える官僚を登用することで、階層間対立にも対応しえたこうした構造は、まさに「柔らかな寡頭政」であった。

ヴェネツィアの権力構造をこのように理解すると、そこでは必ずしも政治空間における「議論」が重視されない。貴族階級の一体性や匿名性を称揚する「神話」は、そこに内在する意見の相違や対立を隠蔽し、公文書には決定事項のみが記載されて、「議論」の詳細は捨象された。そうした「演出」は私文書にも及び、「新しい家系」の成員との結婚を禁じた先の遺言書は、十人委員会によって改竄されたという。一方、貴族階級内の対立や同盟を描き出す「反神話」的解釈は、親族集団やパトロネージ関係を通じた政治工作などによって貴族の政治行動が規定され、投票結果を左右していたとする。すなわち「神話」「反神話」いずれの解釈でも、多数の貴族による活発な「議論」が個々の貴族の投票行動に影響する可能性、いわば政策決定における偶然性や流動性といった要素があらかじめ排除されているのである。

しかし実際の場面では、事前の調整がうまく機能せず、事態が紛糾している事例もみられる。では、そこではどのような「議論」が展開されたのか。次章では、貴族M・サヌートの『日記』を史料に、16世紀におけるゲットーやユダヤ人をめぐる「議論」の様子を探ってみよう。

2. ゲッターとユダヤ人をめぐる「議論」

1516年3月、ヴェネツィア政府はイタリアで最初の強制的なユダヤ人居住区、すなわち「ゲッター」を設置した。これは、カンブレー同盟戦争中に市内に流入したユダヤ人に対して、都市民の反感が増大したことに対する措置である。しかし前年4月にも、元老院の執行部にあたるコッレージョでは、貴族G・エーモによるジュデッカ島へのユダヤ人隔離が提案されていた。ただしこのときには、課税対象として有用なユダヤ人からの反対を考慮して却下され、法案は元老院の審議に付されていない。

一方、Z・ドルフィンが提案した1516年のゲッター設置法案は、戦況悪化による社会不安の増大と反ユダヤ感情の高揚を背景に、コッレージョで賛同を得て元老院に送られ、実質的な「議論」を欠いたまま可決された。都市社会や貴族階級でのユダヤ人に対する「世論」の変化を敏感に反映して、前年とは正反対の結論に至ったのである。

この2つの法案の経過をみると、政策決定に至る過程では、コッレージョでの「議論」や調整が決定的な意味を持ち、多数の貴族が参加する元老院での「議論」は機能していないように見える。換言すれば、元老院での審議や投票結果は、すでに決まっていたかのような印象を受けるのである。

しかし1519年、ユダヤ人金融の営業許可の更新が提案されると、事態は違う展開を見せる。このとき元老院では、ゲッター設置を提案したドルフィンらが、フランスやスペインの繁栄を根拠にユダヤ人の追放を主張すると、他の元老院議員たちはユダヤ人を受け入れたオスマン帝国の領土拡張を持ち出して反論し、海軍司令長官時代にユダヤ人から融資を受けた長老グリマーニがユダヤ人を擁護すると、法学者フォスカリーニはユダヤ人による徴利を否認する原則論を振りかざすなど、まさに喧々譁々の激しい「議論」が展開されたのである（史料参照）。そのおもな論点は、ユダヤ人との「契約」の更新とユダヤ人の市内（ゲッター）居住の可否、そしてユダヤ人税の増額や利子率の制限であった。

1520年2月には、これにA・トゥロンの提案による公益質屋^{モンテ・ディ・ピエタ} Monte di Pietà 設立問題が加わる。公益質屋とは、都市民の自発的な寄付を元手に低利で融資を行う金融機関で、ユダヤ金融に代わるものとして、フランチェスコ会説教師の主導によりイタリア各地で設立されていた。トゥロンはヴェネツィアにも公益質屋を創設することで、貧者対策としてのユダヤ金融の必要性を説く擁護論に反駁し、その追放を主張したのである。

このように、1519年11月から翌年3月にかけての元老院では、まさに「自由な議論」ともいふべき状況が現出した。とはいえ注意すべきは、発言者の多くがコッレージョの構成員であった点である。ゲッター設置法案と異なり、この一連の「議論」では、

コッレージョでの意見の不一致が元老院に持ち込まれ、「議論」は膠着状態に陥っていた。この状況を打開したのは、1520年3月16日の妥協案である。ここに至って、海軍と国営造船所^{アルゼネーレ}への資金注入のためのユダヤ人課税の必要性が認識されたい。コッレージョの意見がまとまれば、「議論」は収束する。実際に3月20日の審議では、元老院議員G・バルバロが反対意見を述べただけで、早々に原案が可決された。

このように、元老院での「自由な議論」には大きな制約があった。しかし、有力貴族の意見が一致しない場合、活発な「議論」が展開される余地があったことも確かである。しかもこれらの「議論」は、必ずしも家系や党派の利害に基づくわけではない。たとえばユダヤ人を擁護したグリマーニの息子ヴィンチェンツォは、逆に公益質屋の設置に積極的であった。個々の貴族の政治的立場については今後の課題とせざるをえないが、妥協案では原案通りユダヤ人との契約が更新される一方、反対派の主張を踏まえてユダヤ人税が増額されていることから、「自由な議論」を通じて貴族階級における多数意見、すなわち「世論」が形成され、政策決定に一定の影響を与えたといえるのではないだろうか。

しかし、そうした「議論」に基づく偶然性や流動性の結果として、有力貴族層にとって「意図せざる議決」がなされたとき、それがそのまま実現されたわけではない点にも注意が必要である。たとえば、1523年に元老院で公益質屋の設立が可決されると、教会勢力の増大を嫌う十人委員会は建設計画を中断させ、その「議論」さえも禁止して、メストレへのユダヤ人追放を阻止した。このことは、寡頭支配層による介入という元老院での「議論」の限界を突きつけるものの、逆に都市共和政的な制度に基づく「議論」を通じて、ときに支配層の意図を超えた議決がなされる可能性をも示しているのではないだろうか。

おわりに

本稿では、ゲットーとユダヤ人に関する事例から、ヴェネツィア貴族階級における「議論」について考察してきた。もちろん、この事例をただちに一般化することはできないが、有力貴族の意見が対立したとき、一定の範囲内で「自由な議論」による政策決定の可能性があったことは認められるだろう。こうした「議論」の背景には、家系や党派、教会やユダヤ人との関係といった要素が複雑に絡み合っていたが、そうした関係によって貴族の政治行動がすべて規定されるのではなく、「議論」の帰趨によって左右される偶然性も残されていた。ときに強制的な手段を通じて軌道修正しなければならぬような、有力貴族にとっての「意図せざる議決」は、ヴェネツィア貴族階級や元老院という非常に限られた範囲ではあれ、「議論」を通じた「合意」形成の可

能性を裏付けるものといえるだろう。

そしてそれは、先に触れたヴェネツィアの寡頭政的な権力構造における「柔らかさ」につながる。投票を通じた正当化と反対勢力の「排除」のみならず、元老院での「議論」を通じた政策の変更・修正と「合意」形成は、その参加資格が貴族に限定されるがゆえに、貧困貴族や反体制的な貴族にとってもまた、身分的特権として維持すべきシステムであった。そこに、ヴェネツィアの権力構造の「柔らかさ」が表れているのである。

ところで、さまざまな制約のもとで展開されたヴェネツィアの「議論」は、ハーバーマスに始まる「公共圏」の問題に直結するものではない。しかしながら現在、公共圏の問題が、単に近代市民社会の特徴としてではなく、それぞれの時代や社会のあり方を示す一般概念として広く検討される傾向にあることを考えると、「神話」「反神話」という二元的な解釈を超えて、「議論」や「公共圏」という視点から、ヴェネツィアの政治支配層としての貴族階級について再考することもできるのではないだろうか。

【付記：関学西洋史研究会第12回大会シンポジウムの共通テーマとは、やや焦点のずれた報告となったにもかかわらず、本誌への掲載をお許しいただいた関学西洋史研究会の皆様にご心からお詫びとお礼を申し上げます。なお、本稿は平成21年度科学研究費補助金（若手研究（B））による研究成果の一部である】

主要参考文献

- Cozzi, G., a cura di, *Gli ebrei e Venezia secoli XIV - XVIII*, Milano, 1987
- Crouzet-Pavan, E., 'Venice between Jerusalem, Byzantium, and Divine Retribution: The Origins of the Ghetto,' Ginio, A. M., (ed.), *Jews, Christians, and Muslims in the Mediterranean World after 1492*, London, 1992, rep., 2002
- Davis, R. C. and Ravid, B., (eds.), *The Jews of Early Modern Venice*, Baltimore and London, 2001
- De Vivo, F., *Information and Communication in Venice: Rethinking Early Modern Politics*, Oxford and New York, 2007
- Finlay, R., *Politics in Renaissance Venice*, London, 1980
- id., 'The Foundation of the Ghetto: Venice, the Jews, and the War of the League of Cambrai,' *Proceedings of American Philosophical Society*, 126, 1982
- Pullan, B., *Rich and Poor in Renaissance Venice: The Social Institutions of a Catholic State, to 1620*, Oxford, 1971
- Queller, D. E., *The Venetian Patriciate: Reality versus Myth*, Urbana and Chicago, 1986
- Sanuto, M., *I Diarii di Marino Sanuto*, vol.20-28, Fulin, R. et al., a cura di, Venezia, 1887-1900,

ristampa, Bologna, 1969

Venice Città Excelentissima: Selections from the Renaissance Diaries of Marin Sanudo, Labalme, P.

H. and White, L. S. (eds.), trans. by Carroll, R., Baltimore, 2008

大黒俊二「中・近世イタリアのユダヤ人金融—対立と共存をこえて—」『関学西洋史論集』28、2005年

同『嘘と貪欲—西欧中世の商業・商人観—』名古屋大学出版会、2006年

永井三明『ヴェネツィア貴族の世界 社会と意識』刀水書房、1994年

ハーバーマス、ユルゲン（細谷貞雄・山田正行訳）『公共性の構造転換 市民社会の一カテゴリーについての研究』第2版、未來社、1994年

藤内哲也『近世ヴェネツィアの権力と社会—「平穩なる共和国」の虚像と実像—』昭和堂、2005年

史料：1519年秋～1520年春の元老院におけるユダヤ人に関するおもな「議論」

日付	提案者・発言者	発言内容
1519.11.10	コッレージョ	による1508年のユダヤ人に関する諸条項の更新提案
	A・コンデュルメール	ユダヤ人との諸条項の更新に反対
	Z・ドルフィン	ユダヤ人のメストレ追放と課税額引き上げ／ユダヤ人追放のフランス、スペイン繁栄
	F・ブラガディン	反ユダヤ的立場からの長い演説
	A・グリマーニ	ユダヤ人の有用性／ゲッターもメストレも大差なし／ユダヤ人金融を擁護
	Z・ガブリエル	諸条項の更新／10%（担保あり）と12%（信用貸し）の利率
	G・モーロ	ユダヤ人追放のスペイン、ユダヤ人受容のナポリ王国獲得、親ユダヤのミラノ公追放
	多くの元老院議員	ユダヤ人追放のスペインの富の喪失／受容したオスマン皇帝によるエジプト・シリア獲得
	S・フォスカリーニ	教皇であってもユダヤ人に徴利を認めることはできない 賛成64、反対66、無効10で法案否決
1520.2.10	A・グリマーニ	ユダヤ人に対する諸条項の更新／年15%の利率／年8000ドゥカート の支払い提案
	P・カッペッコ	
	A・トレヴィザン	
	A・トゥロン	現条項の1年間の更新と、その後の追放、および公益質屋の設立を提案
	D・バルバロ	トゥロンに賛同：1年後のメストレへの追放と公益質屋設立
	P・モロシーニ	グリマーニらの提案に賛成／ただし年10000ドゥカートの支払い主張

		以上の提案に対して	
	A・トゥロン	ユダヤ人の追放と公益質屋設立の演説	
	A・トレヴィザン	トゥロンに反論。公益質屋設立に反対。現条項の更新とユダヤ人の居住が必要	
	L・ヴェニエール	テキストを引用し、反ユダヤ演説	
	Z・バッサドンナ		
	S・フォスカリーニ	いかなる形でもユダヤ人の居住を認めず	
	いずれの案も過半数の賛成を得られず、継続審議に		
1520.3.2	G(D?)・バルバロ	1年間の更新とユダヤ人による8000ドゥカートの支払い、公益質屋設立など	
	L・ヴィットウーリ		
	Z・A・メンモ		
	A・トゥロン		
	P・カッペッコ	10000ドゥカートの支払いと4年間の更新など	
	A・トレヴィザン		
	P・モロシーニ		
	L・モチェニーゴ	6000ドゥカートの支払い／徴利については触れず	
	P・コンタリーニ		
	M・フォスカリ	年6500ドゥカートの支払いと10%（の利子率）での貸付	
	以上の提案に対して		
	Z・A・フォスカリーニ	ユダヤ人に好意的な長い演説	
	Z・バドエル	フォスカリーニらに反論	
1520.3.3	A・フォスカリーニ	年10000ドゥカートの支払い、5年間の更新、15%（の利子率）での貸付、ゲッターでの居住と中古品売買店の維持、その他の修正を提案	
	A・グリマーニ		
	P・カッペッコ		
	A・トレヴィザン		
	P・モロシーニ		
	S・モーロ		8000ドゥカートの支払いとメストレへの追放
	L・ヴィットウーリ	1年間の更新とユダヤ人による8000ドゥカートの支払い、公益質屋の設立など	
	D・バルバロ		
	Z・A・メンモ		
	A・トゥロン		
	L・モチェニーゴ	5年間の更新とゲッター居住、中古品売買店の維持と課税	
	P・コンタリーニ		
	M・フォスカリ	5年間の更新と課税、10%（の利子率）での貸付、ゲッター居住と中古品売買店の維持	
		以上の提案に対して	
		M・フォスカリ	自分の意見を述べる
	G・バルバロ	フォスカリに反論。ユダヤ人の居住や徴利を認めず	
	N・ミキエル	教皇クレメンスの勅令を引用して反ユダヤ演説	
	それぞれの提案に対して投票→いずれも可決せず継続審議に		

1520.3.16	アルセナーレと海軍への資金注入の必要性が論じられたうえで	
	A・グリマーニ	5年間の更新／年10000ドゥカートを支払いなどを修正案として提案
	P・カッペッロ	
	L・モチエニーゴ	
	A・トレヴィザン	
	P・モロシーニ	
	以上の提案に対して	
G・バルバロ	提案に反対	
賛成：93、反対：65、無効：15で可決		

Sanuto, M., *I Diarii di Marino Sanuto*, vol.28, Fulin, R. et al., a cura di, Venezia, 1900, ristampa, Bologna, 1969より作成